

飯綱町総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進及び検証に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、飯綱町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 総合戦略の検証に関する事項
- (4) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進組織は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、町長のほか、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 行政機関の代表者
- (3) 大学等教育関係の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) メディア関係の代表者
- (7) その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に委嘱する場合の委員については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進会議は、第2条に掲げる事項の具体的な検討のため、必要に応じワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第8条 推進会議における庶務は、企画課において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。